

平成 29 年度第 3 回みんなで支える森林づくり上伊那地域会議 議事録

1 開 会

稲村補佐： ただいまから「平成 29 年度みんなで支える森林づくり上伊那地域会議」の第 3 回目を開催いたします。本日司会をさせていただきます上伊那地域振興局林務課の稲村です。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、一般の県民の方にも傍聴いただけるよう公開で行っております。

本日の欠席委員の方のご報告をさせていただきます。本日は平澤委員と森委員が都合により欠席でございます。

(資料確認)

それでは、会議の始まりに際しまして上伊那地域振興局長の堀田文雄から挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

堀田局長： 上伊那地域振興局の堀田でございます。本日はお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

この森林づくり県民税でございますが、県民の皆様のご理解をいただく中で、平成 20 年度から個人県民税に 500 円、また法人県民税に千円から 4 万円の超過課税ということでご負担いただいております。そして毎年 6 億数千万円ほど頂戴いたしまして、この 10 年間で 65 億円のご負担いただいたということでございます。

この県民税につきましてはご案内のとおり、今後、継続するのかということについて様々なご意見がございました。かなり厳しいご意見もあったかと思っております。結果といたしまして、昨年 12 月の県議会におきまして条例改正案が可決されまして、5 年間の延長ということになりました。

今までの県民税の使い道としては、主に間伐にかかる財源を補完する補助財源の役割が非常に大きかったと思っております。ただ、これによりまして間伐は進んだわけですが、県民の皆様にとっては、森林づくり県民税の使い道がよく分からないという評価につながったということもございました。

そうした中で事業の内容として、間伐と併せて森林を利活用する事業にも森林税を使うという大きな転換がなされて、来年度以降の第 3 期が始まることとなりました。利活用に使うということになれば、県民の皆様にとっては分かりやすい、身近な使い方ということになるかと思っております。ただその反面、超過課税までして本当にふさわしい事業なのか、という課題を

取り上げるというような5年間になるかと思えます。

本日はこれまでの第2期の5年間の総括と併せまして、これからの5年間についてのご提言などをお願いしたいと思えますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

稲村補佐： 続きまして、座長であります信州大学農学部の武田教授からご挨拶をいただきながら、引き続き会議に入っていただきますようよろしくお願いいたします。

武田座長： 積極的にいつものようにご発言をよろしくお願いいたします。

3 会議事項

武田座長： それでは、「長野県森林づくり県民税活用事業の平成29年度実績見込みについて」事務局から説明願います。

福嶋係長： 資料 1、2を説明

資料1の平成29年度長野県森林づくり県民税活用事業の実績見込みについてご説明申し上げます。表の左側に各森林税の事業名を記載しております。また各事業に対しまして、県全体の金額と上伊那管内の金額を記載しております。また右側の欄に、県全体における上伊那管内の比率を記載しております。表の合計欄を見て頂きますと、県全体では662,646千円で、上伊那管内では65,177千円となっております。県全体の額に占める比率としては9.8%のシェアとなっている状況でございます。また「みんなで支える里山整備事業（間伐経費分）」でございますが、県全体の金額と上伊那管内の金額ともにそれぞれ合計額に対しまして約7割を占める状況となっております。

2ページ目をお開きください。

「みんなで支える里山整備事業」につきましては、間伐の実行見込み面積が8市町村で192ヘクタールとなっております。計画面積が411ヘクタールに対して実施率が46.7パーセントとなっております。また、昨年の秋の長雨や集約化の難航などに伴いまして、平成30年度への繰越しが113ヘクタールございます。また、国の新たな搬出間伐事業の導入によりまして、平成30年度の計画値を移行した面積が106ヘクタールありまして、合わせて219ヘクタールの事業地が減少した状況となっております。あくまで平成29年度の間伐実績見込面積は192ヘクタールでございますが、平成30年度への繰越しを合わせますと305ヘクタールとなる見込みでございます。また平成25年度から平成29年度までの各市町村別に間伐実績

をとりまとめまして、下の計の欄に記載しております通り、今年度の見込み面積は192ヘクタールを加えまして、5年間で1,421ヘクタールの間伐を実施する見込みでございます。

また、「みんなで支える里山集約化事業」ですが、集約化面積が合計で113ヘクタールとなっております。計画面積91ヘクタールに対しまして、実施率が124パーセントとなっております。年度初めには計画がございました辰野町、飯島町で、合わせて23ヘクタールの面積が増加しております。当初森林所有者数が多く集約化がかなり難航すると想定されてきた箇所におきまして、地元の区長さんなどの御協力をいただき、集約化が進みましたことにより面積が増えたものでございます。

また、一番下の表には先ほどと同じく平成25年度から市町村別に集約化した面積を取りまとめたものでございまして、5年間で1,064ヘクタールを集約化する見込みとなっております。

次に3ページをお開きください。

「森林づくり推進支援金」の実績見込みでございますが、8市町村で当初計画通り事業が実施される見込みとなっております。計13件 13,240千円の見込みとなっております。

次に4ページをお開きください。

「みんなで支える里山整備事業」の搬出支援ですが、飯島町と中川村で行われた合計が144 m³、計画材積2,144 m³に対して実施率が6.7パーセントとなっております。これは先ほどご説明申し上げたとおり、国の新たな搬出間伐事業の導入によって減少したものでございます。

また、平成25年度から今年度までの5年間の搬出支援の実績ですが、1,408 m³の見込みとなっております。

次に「信州フォレストコンダクター活動支援事業」ですが、昨年12月に労働生産性の向上を図るため「林内路網・木材搬出システム講習会」としまして、上伊那地域の林業事業体職員の方20名を対象に、信州大学の先生方や上伊那森林組合に所属する3名のフォレストコンダクターを講師に、崩壊しにくい作業道の作設方法や効率的な作業システム、架線集材の索張りへのドローンを活用した事例発表などの活動を支援し、事業費は63千円となっております。

次に5ページの「木育推進事業」でございます。

伊那市をはじめとして新規の事業が1件、継続は5件、すべて当初計画通り実施される見込みでございます。合計で6件、補助金額が1,283千円となっております。

次に「里山活用推進リーダー育成事業」でございますが、辰野町の小横川区で行われまして、まつたけの増産を目指す区の代表者を対象に、指導林家の藤原儀兵衛さんを講師に1回目の現地講習会を昨年11月に実施し、2回目は3月17日に開催予定となっております。区長さんと区有林の図面を見ながらお話をさせていただきまして、現在区有林にはアカマツ林が約

80ヘクタールあり、このうち発生可能と思われるアカマツ林が約15ヘクタールあるということでございます。除伐や地表掻き起し等のまつたけ発生環境の整備方法や、藤原さんが提唱・実践されている増産方法の一つ、根切り方法等の技術を身に付け、地域のリーダーとして普及させる内容でございます。補助金額は200千円の見込みでございます。

次に6ページをご覧ください。

今年度の木育推進事業で、新規に取り組みました伊那市西箕輪小学校で行われました木育活動についてまとめたものでございます。スチール製の学習機の天板を、地域産のカラマツの板を張り合わせた集成材の天板に張り替える作業を4年生の児童とその保護者を交えて行ったものでございます。作業の前に伊那市の職員や森林組合の職員が山と木のお話をしました後、天板の張り替え作業を行いまして、森林整備の必要性や木材利用の意義について理解を深めていただきました。

次に資料2のご説明をいたします。

平成25度から始まりました第2期の実績見込みについてご説明いたします。

次のページ①の執行額の年度別実績・見込みをご覧ください。左側の表は県全体の金額、右側の表は上伊那地域の金額をそれぞれ表しています。上伊那地域の表の一番右側に県全体に占める割合を、また、事業ごとに各年度のコличествоを記載してございます。それぞれの表の下の部分の計の欄をご覧くださいますと、県全体では5年間で2,917,161千円、上伊那地域では342,033千円となっております。上伊那地域の県全体に占める割合としましては11.7%となっております。また、間伐の実行を支援する「みんなで支える里山整備事業」でございますが、県全体・上伊那地域ともに合計額に対して約7割を占める状況となっております。

次の②をご覧ください。

平成20年度からの第1期と平成25年度からの第2期の里山整備の年度別実績見込でございます。第1期に引き続き、第2期も里山の間伐を推進することを目的と致しまして、下のグラフと表は第1期と第2期の間伐実績をまとめたものでございます。表には年度ごとに県全体の計画面積と実績面積、上伊那の実績面積、上伊那の実績に対する県全体の計画と実績に占める割合を記載してございます。一番右側の計の欄をご覧くださいますと、県全体の計画面積が38,400ヘクタール、県全体の実績見込み面積が32,210ヘクタールに対しまして、上伊那の実績見込み面積が3,805ヘクタールとなっております。県全体の計画対比で9.9%、実績対比で11.8%となっております。上伊那地域の民有林面積が県全体の10%を占めている状況を鑑みますと、おおむね目標を達成できているのではないかと考えているところでございます。

次に③をお開きください。

里山整備の課題をまとめたものでございます。里山整備事業を取り巻く課題による事業実績の減少と致しまして、国庫補助事業を活用して整備を実施してきた中で、国の制度の転換（切捨て間伐から搬出間伐へ移行）により、零細な森林が補助対象となりにくくなったこと、所有者の不在村化や境界の不明瞭など条件が困難な場所が残ること、その他の要因としまして、平成 26 年度 2 月の豪雪や大北森林組合の関係で現実的に実行可能な予算編成にしてきたことなどがございます。下のグラフは全県の財源別間伐面積の推移を表したものでございますが、平成 26 年度から平成 28 年度はこうしたことから間伐面積が減少したものと考えております。

次に、④の第 2 期里山整備の年度別実績・見込ですが、第 2 期分の間伐と間伐材搬出実績見込をまとめたものでございます。間伐実績につきましては一番右側の計の欄をご覧頂きますと、上伊那の実績見込が 1,421 ヘクタールに対しまして、県全体の計画対比で 9.5%、実績対比で 12.1%という状況でございます。また下の表の搬出支援でございますが、平成 29 年度の県全体の実績見込みがまだまとまっておりませんが、上伊那の実績見込みといたしましては 1,408 ヘクタールに対しまして、県全体の計画対比で 7.0%、実績対比で 19.3%となっている状況でございます。

最後に⑤の里山整備の成果でございます。

反省点といたしまして、県全体として所有が細かく零細な森林など条件の困難な場所が未整備のまま残ってしまっていること、国の制度が搬出間伐主体に転換したため、小規模な事業体など多様な担い手の育成につながられていないということ、県の課題の分析が遅れて機動的に事業を見直すことができなかつたこと、搬出間伐は進んできている一方で森林税を活用した搬出間伐が進まなかつたこと、そして上伊那地域として集約化と施業実施が同一年度となり、思うように進捗せず実施が遅れてしまったことなどが掲げられます。

次に、成果でございますが、県の民有林面積の 10 分の 1 を占める上伊那地域としまして、全県目標の 15,000 ヘクタールの 10 分の 1 の 1,500 ヘクタールに対しまして、5 年間で 1,421 ヘクタールの間伐が実施される見込みとなっております。一定程度は間伐が進んだと考えております。また、里山整備事業以外では、人材育成や間伐材利用の取組みによりまして、地域材の新たな活用や里山資源の活用を通じて里山整備につながる取組みが始まってきております。

資料 2 の説明は以上でございます。

武田座長： ありがとうございます。ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

武田座長： 資料 1 の 5 ページ目の里山活用推進リーダー育成事業は平成 29 年度で終了しますか。それとも今後も続くのでしょうか。

福嶋係長： この里山活用推進リーダー育成事業については、まつたけの増産に特化した事業としましては、第2期までで終了となっております。

武田座長： ありがとうございます。他に何かご質問はありますでしょうか。

竹松委員： 資料1の2ページにある平成25年度からの「みんなで支える里山整備事業」の実績推移ですが、平成25年度から年々実績が減り、平成29年度では大きく落ち込むというのは当初から想定されていたか。

青木補佐： 里山整備につきましては、最初は森林所有者をまとめるのに手の付けやすいところから実施していき、その後、徐々に集約化が難しい里山に手を付けざるを得ない状況がある程度実績に影響を与えているのではないかと考えています。

また、平成29年度の見込み面積が192ヘクタールと大きく落ち込んでいるということですが、右側のグラフにもございますように、平成30年度へ繰越しの部分と国の搬出間伐への転換ということがございます。言い換えれば、この税事業の一部には国の事業を活用しているという状況です。国の事業の充足率は、平成29年度は非常に低くなっておりまして、県下で3割ほどという状況のため事業の振替を行いました。里山から搬出された木材をどのように利用するのか、合板など木材として使う目的が明確なものは積極的に導入している事業がございます。この事業は通常の森林税の事業よりも国や県の負担が非常に少ないものとなっております。上伊那全体の間伐は192ヘクタール、搬出間伐は106ヘクタールでございます。合わせて約300ヘクタールの実績でございますので、一見すると実績が落ち込んだように見えますが、実際には間伐が進んでいると考えています。

武田座長： 手の付けやすいところからやっていくということですが、第2期が終わって、今後はどのように進めていくのかというのは、前もって準備をされているのでしょうか。

青木補佐： 第3期の平成30年度からの事業展開につきましては、ある程度事前に市町村とも相談をいたしまして、「ゾーニング」というどの部分から手を付けるかということをも明確化いたしまして、先細りにならないように計画的な事業を行っていくことになるかと思えます。

武田座長： そのことについてですが、やはり普段から実際に山に入っている人達の意見をしっかり吸収していくようにしないと難しいと思いますがいかがでしょうか。

竹松委員： 先ほどのお話にもありましたように、最初はやりやすいところから行っていくのは当然のことだと思います。ただ全体として荒れた里山を整備しようというときに、その山林の面積についてどのくらい見込んでいるのか、1期目は順調に進んでいたのに対し、2期目は段々と減少していったというイメージがあるものですから、その点についてはどうなのかというところだと思います。私自身、集約化を200ヘクタール以上やっておりますので、この事業が難しいということは感じておりますが、初めの取りかかるところが重要だと思います。また、途中から搬出間伐に転換してきたという流れから当然だと思いますが、第3期についての説明会で「あまりに見通しが甘いのではないか」と厳しい意見もございました。始めは切捨て間伐で、途中から搬出間伐に転換するというのは困難だと地域住民の方も言っている。私も230ヘクタールくらいやって、切捨て間伐に限定しても「きれいになったな」と感じるのは多く見ても15%ほどです。整備する必要がある箇所が多くあるなかで、県民の理解を得にくいところだと思います。第3期も同じことにならないように、森林税を有効に活用してもらいたいというところだと思います。また、私自身は森林税に反対しているわけではなく、推進していきたいと考えていますが、森林税への意見として多く挙げられているのは「使いづらい」という意見です。第3期ではそのような「使いづらさ」を緩和していく方向だと聞いておりますが、今までのような変化の中でどのように取り組むのかということが大切だと思います。

青木補佐： この後、第3期ではどのように事業を進めていくかということをご説明させていただきますので、ご理解いただきますようお願い致します。

武田座長： 資料1についてはこのようなご説明でよろしいでしょうか。よろしければ資料2について何かご質問やご意見はございますか。資料2は長野県全体の実績と上伊那の実績を対比されているものです。

高山委員： 反省点のところに「国庫事業を活用した搬出間伐の取り組みは県全体として進んできている一方で、森林税を活用した間伐材の搬出は進まなかった」という項目があります。国庫事業を活用した取り組みと森林税を活用した取り組みとの差が出たのは、例えば手続きや面積、または担当部署が違うというようなことがあるからでしょうか。

青木補佐： 国の場合、搬出間伐はひとつの事業の中で「木を伐採して搬出する」という一連の流れを通して補助事業で採択することが可能です。一方、税事業では木を伐採するところまでと「伐採した木を運び出す」搬出支援と事業が分かれていますので、その点が使いづらいところということがあるかもしれないです。

高山委員： 「木を伐る」「伐った木を運び出す」というそれぞれの手続きは、担当部署が違うのでしょうか。

青木補佐： 担当部署は同じです。

高山委員： 部署は同じということですが、うまく繋ぐことができていないということでしょうか。

青木補佐： 事業が違ってしまっているということと、誰がその事業主体となるのかということとそういった部分があるかと思います。

高山委員： それでは、木を伐る事業者と搬出をする事業者とが別の事業者であるということは一般的にあるということですか。

青木補佐： そのような場合もございます。ただ、そこまで詳しく分析ができていない部分もありますので、明確なご回答ができず大変恐縮でございます。

竹松委員： 関連したことで、私も搬出をしたときに同じことを感じていました。もともと森林税を使う事業が切捨て間伐推進ということだったので、その範囲まではできるが、搬出までは出来ないという事業者もいる。搬出となれば山に機械を入れて搬出しなければならないので、ある程度の能力を持っていないとできない。一方で、事業体の皆さんも切捨て間伐を中心に行ってきていますので、それ以上の力量が付いてこない。ひどいことを言うようなのですが、周りからよく聞く声で「チェーンソーを持って山へ入れば切捨て間伐ならみんな出来てしまう」それでは綺麗な山にはならないですね。この事業が始まった当初はずっと切捨て間伐がなされていて、山に入れないこともあった。せいぜい枝を払って玉切りにして、横に寄せてもらえれば山へ入れるけれども、そのままだと山に入ることが大変な状況だったと住民は感じています。そのような間伐で山の整備をしてほしいという希望ではない、と私は最初から思っております。材を搬出するという事を含めた間伐が最初からなされていれば、このようなことが無かったのではないかと思います。税の使い勝手をよくするとのことですが、これからのことも含めてどうやって進めていくのか心配です。

武田座長： このことについては後ほどお話するとして、国庫補助事業の他に、新しく平成30年度から始まるものもあるので、そちらで詳しくお話したいと思います。他に何かございますか。

唐澤委員： 資料2の5ページの成果の項目のところにある「地域材の新たな活用や里山資源の活用を通じて、里山整備につながる取組が始まってきている」

という部分について疑問というか意見がございます。私はこの「地域材の新たな活用」の「組立多用途ブロック」に主に携わっておりますが、組立多用途ブロックは地域の木こりの方や製材屋さん、木工職人の方たちとのつながりで続けさせていただいています。一方で棺桶も森林税を頂いて開発をしましたが、開発した棺桶を実際に購入するというルートがわからない状況です。産まれたときに「木育」で木のおもちゃをお渡ししているのと続きで、亡くなった時に地域の木材でできた棺桶の中で遂げていくという取り組みも確かに良いと思いますが、棺桶を実際に使ってもらえるまでのルートが見えていない中で成果として挙げられるものなのかと疑問に思います。取り組みの中で森林税を使わせていただいて、商品として形になったという結果は出ているかもしれませんが、それが今後が続いていくのかなと感じたので一言言わせて頂きました。

福嶋係長： 地域材の新たな活用法として棺桶を挙げておりますが、伊那市役所に事務局がございます「地域材利用研究会」という団体が、地域の木材を利用してヒノキとカラマツの棺桶をそれぞれ開発されました。ヒノキの棺桶につきましては、1つ18万円、カラマツの棺桶は1つ15万円するとのことです。伊那市内の「グレース」さんという葬儀を行っているお店がありまして、今までにヒノキの棺桶が4つ、カラマツの棺桶が1つ売れたそうでございます。現在「グレース」さんでは、ヒノキとカラマツの棺桶それぞれ3つずつ在庫があるそうです。少し言葉が適切でないかもしれませんが、一応着実に浸透してきていると申し上げても良いかと思っています。また「グレース」さんでは展示会なども行われているようで、そうした時には、ヒノキとカラマツの棺桶の展示もされているそうです。

唐澤委員： ありがとうございます。一応成果は出ているというか、ご利用いただいている方がいらっしゃるということがわかりました。

武田座長： 他になにかございますか。無ければ、平成30年度のお話に移りますがよろしいでしょうか。特に、先ほどのお話の中にもあったように、第2期の反省点を第3期に活かしてほしいという部分が本題になります。

まず第3期の内容をご説明願います。

福嶋係長： 平成30年度の森林づくり県民税の内容についてご説明申し上げます。

資料3-1の1ページ目ですが、使途については①から⑥までございますが、詳しくは後ほど3ページ目でご説明させていただきます。その下の課税方式、納税義務者、超過税額、個人ですと年額500円となっておりますが、これらのものにつきまして変更はございません。実施期間は平成30年4月1日から5年間となります。

次の2ページをお開きください。

森林づくり県民税の条例の改正部分につきまして、下線を引いておりますが、第1条の下線のところに「森林の多様な利用及び活用の推進」という言葉が盛り込まれています。第2条・第3条では、それぞれの各年度の継続の部分をご記載し、第5条では「検証、評価」という部分が追記されております。森林税を使った事業の実施状況について検証と評価を行い、その結果を公表していくというものでございます。従来、県民会議や地域会議等に加え、新たに県庁内の庁内会議というものを設け、各種事業について検証と評価を行い、その結果を公表するという内容でございます。

次に3ページをお開きください。

平成30年度からの具体的な事業について記載してあります。上から順に申し上げますと、1番目の里山等の整備といたしまして、「防災・減災」という観点から整備の必要性が高い森林の整備、または河畔林という河川の周辺にある森林の整備についても推進してまいります。その下の「県民協働による里山の整備・利用事業」でございますが、「里山整備利用地域」という重点的な事業についての説明になりますので、後ほど資料3-2の方でご説明いたします。「地域で進める里山集約化事業」につきましては、従来どおりの方法で間伐事業地の森林所有者の合意形成や所有者の境界を明確化する取組みを支援していくというものでございます。

2番の「間伐材の利活用」でございますが、地消地産による木の香る暮らしづくりといたしまして、観光地における県産材公共サインの作成や、「子どもの居場所」の木造・木質化など、県産材利用の取組を実施する事業でございます。その下の「薪によるエネルギーの地消地産推進事業」でございますが、これは身近な里山資源である「薪」の供給拠点を整備しながら、継続的に利用する仕組みの構築に対して支援する事業でございます。その下の「松くい虫被害木利活用事業」でございますが、これは松くい虫の被害木をチップ化しまして、木質バイオマス発電やチップボイラーなど、燃料として資源化して利活用する仕組みを構築するためのモデル的な取組みに対して支援する事業でございます。

3番の「人材の育成」でございますが、「里山整備利用地域リーダー育成事業」についてはまた後ほどご説明をいたします。「森林セラピー推進支援事業」につきましては、森林セラピーガイドを育成していきたいというもので、セラピー基地等は県内に10ヶ所設置されておまして、このうち、一か所はこの上伊那地域の南箕輪村にございます大芝高原が「セラピーロード」という形で設置されております。全国で最も多くセラピー基地等が設置されている県となっておりますので、その魅力向上への取組を推進するというものでございます。

4番の「森林の利活用」でございますが、森林の教育利用の推進という

ことで、学校林や県民社会部で担当しています「信州やまほいく認定園」のフィールド整備等を行い、森林を活用した教育や子育ての取組を支援していくという事業でございます。次の「まちなかの緑地整備事業」でございますが、市街地における緑地の整備を集中的に推進するものでございまして、主に建設事務所で進めていきます。その下の「観光地における景観形成のための森林等の整備」でございますが、観光地における地域の景観に合致した街路樹の整備や森林の景観整備を推進していくものでございます。次の「森林セラピー推進支援事業」でございますが、先ほども申し上げましたセラピー基地等の施設整備について支援するものでございます。

5番の「市町村に対する財政調整的視点での支援」として森林づくり支援金、6番の「普及啓発及び森林税の評価・検証」に対する経費でございますが、これにつきましては従来通りということでございます。

全事業の合計が右側の一番下の欄にございますが、869,284千円の予算を計上しているという状況でございます。

また、間伐実施に関わります「防災・減災のための里山等の整備事業」と「県民協働による里山の整備・利用事業」の二つの予算を足しますと約624,000千円余となりますが、これは県全体の予算額に対しまして約70%を占めております。

次の4ページから7ページに関しましては、今ご説明を申し上げた内容に関しまして細かく記載してございますので、またご覧頂きたいと思っております。

次期の新規事業の中で「里山整備利用地域」について、資料3-2の「里山整備利用地域制度」についてご説明いたします。

この「里山整備利用地域」でございますが、見開きで開いて頂きますと、左上に「里山整備利用地域とは」と記載してございます。二つ目の「里山の整備・利用を進めます」ということで、里山整備利用地域は、地域住民やその他の利用者らが主体的に里山の整備・利用に取り組む地域を、県のふるさとの森林づくり条例に基づきまして、知事が認定する仕組みでございます。森林所有者を含む地域の森林に関わる人たちが主体となって、里山との継続的な関係を築いていく必要がございます。

認定地域内で里山の整備・利用を進める仕組みといたしまして、里山整備利用推進協議会の組織化と記載してございます。地域の実情に応じまして、森林所有者や地域住民、市町村、関係団体、企業、ボランティア、教育機関などを構成員とした「里山整備利用推進協議会」を組織化していき、また、森林所有者と里山利用者による里山利用協定を締結して、里山の利活用を進めていきます。

この里山整備利用地域の対象森林面積でございますが、対象森林面積が5ヘクタール以上と記載してございますが、従来の面積要件は30ヘクター

ル以上ございました。それを5ヘクタール以上と緩和をいたしまして、地域で取り組みやすくしたものでございます。里山整備利用地域につきましては、この5年間で、県全体で約150地域を認定していきたいと考えているところでございます。

また、右側のところに「認定の状況」とございますが、すでに県下で5地区が認定されておりまして、当上伊那管内では「伊那市ますみヶ丘平地林」が里山整備利用地域として平成19年に認定を受けている状況でございます。

次に、一番後ろのページになりますが、里山整備利用地域における支援事業として、森林づくり県民税活用事業が5つございます。

上から申し上げますと、「里山整備利用地域活動推進事業」といたしまして「里山整備利用推進協議会」を設置しまして、主に利用地域内の区域の調査や里山整備利用協定の締結、利用地域の中の森林についての利用推進計画の作成などを支援する事業でございます。

次の「里山資源利活用推進事業」ですが、同じく「里山整備利用推進協議会」を事業主体としまして、利用地域内で活動される際に必要なチェーンソーや薪割り木、ヘルメット等の資機材の導入につきまして支援していくというものでございます。

その下の「里山整備利用地域リーダー育成事業」でございますが、県が事業主体となりまして、利用地域において里山を管理・利用する地域活動のコーディネーターや技術指導する人材を育成していくというものでございます。主に研修会の開催や講師の派遣などを考えているところでございます。

次の「みんなで支える里山整備事業」と「地域で進める里山集約化事業」ですが、従来どおりの内容となっておりますが、認定された利用地域におきましても、間伐の実施や、里山の多面的な機能の利活用を図るための間伐などを進めていきたいというものでございます。特に「みんなで支える里山整備事業」の面積要件は、1施行地あたり1ヘクタール以上とありましたが、0.1ヘクタール以上に要件を緩和してまいります。また、森林所有者の協定を締結するにあたりまして、皆伐等の制限を従来は20年間でございましたが、10年間に緩和して進めていくということでございます。

また「地域で進める里山集約化事業」ですが、森林所有者の施業同意を取得するのは当然ですが、施業同意の取得をした後、最長5年以内に間伐を実施するとしております。従来は同意した後1年以内に間伐を実施することになっていましたが、こちらにも要件を緩和して地域でより取り組みやすい形にしていきたいということでございます。

こうした里山整備利用地域を核といたしまして、森林税を活用した事業を十分におこなっていく中で支援し、里山の整備に繋げていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

武田座長： 第3期の予算案は県議会で審議中ということなので、確定するにはもう少し先ということになりますが、今ご説明にありましたように「防災・減災」と「里山整備」に関するのと、いろいろと新規の事業もありますが皆さんいかがですか。

石神委員： 昨年もちよっとお願いしましたが、計画の内容にあるかどうかわかりませんが、現場をやることに対して何も形に残っていないので、表示板を絶対につけてもらいたいです。これが無いために「何のために伐っているのか。なぜ500円ずつ出しているのか」と2件ほど聞かれたことがありました。事業をする時には表示板を絶対につけてもらいたいです。これだけをお願いいたします。

武田座長： 治山とかはわかりやすいが、やっぱり公共投資しているかぎりは森林については何らかの表示をお願いできればとのことですが。

竹松委員： 関連でよろしいでしょうか。先ほどの意見にブレーキをかけるような形になるかもしれませんが、私はこの事業に早くから取り組んでいましたので、初めは立派な看板をつけてくれようとしていました。県の方が来て「こちらに看板を設置したい」とのことだったのですが、私はお断りいたしました。いろいろな状況があることはわかりますけれども、一方で「自分たちが出したお金で整備したのだから、山には自由に入れて当然だ」ということもあります。小さなものならいいのですが、せっかく費用をかけた大きな看板を設置するのをお断りしたという経緯があります。

武田座長： どのくらいの大きさだったのですか。

竹松委員： 私の背丈の1.5倍くらいです。必要などころには作ってもいいのではないのでしょうか。

武田座長： もうすこし簡素化した小さいもので、ある程度読めるようなものを付けてもらったほうがいいのでしょうか。

福嶋係長： 確かに森林税を使ったことが「目に見える形」で県民の皆様にご理解いただくのが一番早いのかなと思っておりまして、その手段のひとつとして大きな看板を付けて「ここは森林税を使って整備をしました」という形も有効だと思いますので、検討していきたいと思っております。

武田座長： つけて欲しくないという場合は、つけないほうがいいということでは

うか。

福嶋係長： あくまで森林所有者様のご意向を確認することは大切なことと思っています。

石神委員： 1メートル四方くらいのものだと文句も出ないでしょう。

竹松委員： 文句というよりは私自身の意見ですけれどもね。これは森林税だけを使っているわけではなく、森林税の一部を使わせてもらって、ほとんどを国の事業でやっているということです。

武田座長： 他にありますか。

高山委員： 先ほどの質問の答えになっていないのですが、平成30年度の予算をどうするかということが、国庫の事業だとたくさんできるけれども、県の事業だと進まないというのも、これからどのようにしていくのかというのが打ち出されていないと思うのですがいかがでしょうか。

武田座長： 搬出間伐に国庫を使う場合と森林税を使う場合とで、言い方は悪いですが国庫はこのようにするというふうに見える部分があれば、平成30年度はどのように変わっていくのかということでしょうか。

高山委員： 先ほどのお話だと、事業者がある程度の規模や能力がないと搬出間伐が出来ないというのは確かにそうだと思います。国庫の方にお金を使うことについてはちゃんとした事業者というのがあって事業は進んでいますが、県で使う場合では事業者のレベルが違うということなのではないでしょうか。事業としては二つに分かれていても、国庫の方には両方できる事業者というのがあるわけじゃないですか。

青木補佐： 決して税事業を利用されている事業者の能力が無いために進まないということはないと思います。ただ、例えば国庫補助事業で採択にならないような小さな箇所も税事業でやっていきたいと思いますというふうになった場合、やはり山から木を出してくるというのはある程度の量がないと、採算が取れず赤字になってしまうという部分もあるかと思っています。そうしますと、小さな事業で搬出までして、なおかつ赤字が出ないように上手にやっていくというのは、林業として厳しい部分もありますので、決して税事業でやっている事業者がそのようなことが出来ないということではないです。規模が大きい事業のほうが、利益が出やすいこととか、山から木を出すのはすごく経費がかかる事ですので、こまめに木を出そうとすると余計に経費がかかると考えられます。

高山委員： 予算というか県民税を使って搬出間伐するという計画とどう関係するのかがよくわかりません。先ほどのお話だと国の事業で行ったから県の方が少なかったというお話だったので、そのあたりが良くわからないということです。

青木補佐： 先ほどのお話がわかりにくいという事でしたので、もう一度ご説明をさせていただきます。資料1の2ページで棒グラフがございますが、税事業というものは国庫補助金が入っております。国庫補助金と県のお金プラス森林税でひとつの事業が成り立っております。森林税を使った税事業で「ある場所をやりましょう」と計画がありました。そこに国の補助金が入ってこないとなれば事業が成り立たなくなってしまうというのがあります。それがこの棒グラフの「国事業搬出間伐」とご理解ください。なぜそうなってしまったかというのが、もととなる国庫補助金の予算が非常に厳しい状況でしたので、森林税を使った事業は国の補助金がないと出来なくなってしまう。でも現場をそのまま置いておくわけにはいかないのです、どうしようかという時に、また別の事業、これは国の補助金と県のお金（税）を使っていない事業なのですが、この事業に振り替えました。その部分が「国事業搬出間伐」です。最初、税を活用して実施するとしていたところを放っておいたわけではなく、森林税を使わない別の事業でやりましたというのがこのご説明になります。ですので、この場所は実際には間伐を行っております。ただ、どういう予算でやったのかということになると、「森林税は入っていない」ということですので、ご説明がうまくできず、申し訳ありません。

高山委員： わかりました。ありがとうございます。

武田座長： 森林税で一体何をやるのかということについては大事なポイントかなと思っております、森林税を使わずに国庫でやればいけないですかと言われたときに、どう答えるのですか。

青木補佐： 非常に難しいご質問なのですが、ひとつは「計画的にやらないといけない」という部分があるかと思っております。資料3-1の3ページ、平成30年度当初予算表の1番の「防災・減災」という部分の税事業で「新」と書かれたところがあると思っております。どのようなところが危ないのか、山が崩れてこないようにしようというところを、まず、航空レーザー測量を使いまして危険な場所をランク付けしてまいります。ランク付けをして一番危なそうなところは治山事業や公共事業でやっていこうと、それより少しランクの低いBランク・Cランクのところは税を使って計画的にやっていこうと。その部分がたとえば保全対象、皆さんが住んでいる場所からどれくらい近いのか遠いのかという網をかぶせまして、ゾーニングをして図面を作りま

す。「この部分が必要である」というものを作りまして、そこを目安に税を使って計画的にやっていきたいと思いますということを、今回の第3期の森林税としては考えております。このような形で計画的な事業執行を進めていくことができるというふうになるかと思えます。

宮崎課長： 資料3-2の一番後ろの事業の細かい説明なのですが、先ほどの竹松委員さんのほうからの意見を私なりに解釈しますと、どのような見込みとなっていたかというご質問に対して、地域の皆さんの考え方と県の考え方との不一致の部分があるのではないかということをご指摘されているのかと思えました。ひとつは「里山整備利用推進協議会」が、1期と2期のときの説明不足やもっとわかりやすい説明をとという課題が残っているのですが、このような協議会を作ることで「税」というものを身近に感じて頂けるということ。それから、自分の地域の課題というものが抽出され、それが税事業として活かされてくるというのが二つ目です。それを整理し、ゾーニングや何が必要かということを整理し、実行していくなかで小回りがきくのではないかと思います。先ほど、計画したまま反省や評価がないというお話がありましたが、地域の皆さまからいただいたご意見をもとに、計画を見直しながら物事を推進していくという形が、第3期の里山整備利用地域制度を活用したひとつのステージになると思えます。

武田座長： 森林税というものを考えるときに、長野県としてのブランドがないと県全体としてだれがどこまでやらないといけないという大きな話がひとつあると思います。今のお話のとおり、それぞれ地域や集落ごとで持っている課題も違うので、それはこまめに捨っていくという二方向の部分があり、それを分けて説明した方がわかりやすいような気が前からしていましたがいかがでしょうか。

青木補佐： 先ほどの武田座長のお話の中で二方向の部分があるとのことでしたが、そのうちのひとつは私からお話をしました「防災・減災」の航空レーザー測量に基づくゾーニングというもので決めていきます。もうひとつが今課長から説明いたしましたように、言い方は少し良くないですが「やる気のある地域」、「意識の高い地域」で皆さんの協力を得ながら、里山利用推進地域というものを決めさせていただいて、その部分を計画的にやっていくというものです。この二種類でやっていくというのが第3期の森林税活用事業ということでご了解いただければと思います。

竹松委員： この推進協議会のことですが、自分の所有している森林は面積も狭いし、放置しておいてはいけないと言われていますが、どうしても整備ができない。自分から申し出て整備してもらおうということはずありませんでした。こういった協議会をつくるということは、広く呼びかけて掘り起こしをや

らないといけないということでしたらよく理解できます。これは市町村が中心になると思いますが、自分のところは南福地区というところで、区の核組織として森林整備委員会を設置してきました。区が取り組むという後ろ盾があるため信用度がそれだけ大きく「今年度は私どものほうでこの範囲をこういう方法で実施したいので、それに賛成してください」と呼び掛けて、森林簿や公図など必要な資料を取り寄せてから説明会を開催し、了承を得るということをしてきました。「私はそれに賛同できないから、やってほしくない」という人は一人もいませんでした。区有林には多少そういう方がいましたが、作業に入る際には、同じように事業体が測量して、その結果、ルートの手先に杭など目印を付けて、「そこは森林所有者に歩いて下さい」、「図面を示してこの範囲でこういうことで考えています」と説明してきました。所有者にお願いする前には、私がルートを歩いてみて「これなら大丈夫でしょう」と確認し、勾配とか境界がどこかわからないところを全部見て、それから呼び掛けるということをやらないと出来ませんでした。先ほどの私のところでは230ヘクタール、総延長26～7キロメートルあるでしょうか、全部反対なく出来ました。途中で一人「嫌だよ」と言われたらろくなことになりませんので、ルートがちゃんと出来ないと整備も出来ないのも、そういう取り組みをしないといけません。市が中心となってそういう取り組みをすれば円滑に進み、小面積でも出来ると思います。ただ、市町村がそれだけの人員を抱えてやれるのかなと思います。私も仕事を持ちながら携わってきましたから、出来ないことはないと思いますが、特に指導にあたる行政の皆さんの力量と意欲が肝心だと思いますし、現場にもっと出かけていくことが大切だと思います。

それから先ほどありました「防災・減災」ですけれども、私どもが行っている森林整備と並行して、高屋山の直下のかなり急なところで、平成11年に大雨が降って洪水になったところがあり、保安林の災害対策で、緊急事業として5年かけて実施してもらっています。この間も県の担当者に説明してもらい機会があり、事業をやる予算が決まったらもう一度こちらの考え方を聞いてもらって実施に入って欲しいとお願いしました。その後、わかるのが遅かったのですが、最初にお話しした切捨て間伐になったわけです。搬出間伐をやらずに、切捨て間伐をするということで、私どもは何度か、材を使うから作業道まで持ち出してくれというわけではなく、山のあちこちでいいからある程度の集積をしてくれないかと要望しました。防災的な事業が終わった後、地元が考えているような整備をするときに山へ入って整備ができなくなるためです。切捨てた後、どの程度材を整理するかわかりませんが、切り倒されて枝を落とすくらいの整備なのかなと思いつつ、ずっとその事業を継続してくれたら良いのですが、そうでなければ地元で次の事業をやりにくくなるという話をしましたけれども、予算の範囲ではそんなに綺麗にはできませんので仕方ありませんということでした。森林税で「防災・減災」をやればきっとこんなことにはならないと

思っています。

武田座長： 二つありました。一つは、やはりリーダー的な人がいないとなかなか現実的には進まないということ、もう一つは「防災・減災」ということだったら「切捨て間伐では山の木がいつ流れだすかわからない状態ではよろしくないのではないか」というご意見ですがいかがですか。

青木補佐： 「防災・減災」の事業として、切捨て間伐という形をどのように採択していくかというのは、今この場では明確にお答えする事ができません。ただひとつ、よく土石流災害とか、例えば昨年の九州の災害などで、非常に多くの木が流れ出てきて、これが災害の最たる原因になっているということが一方では騒がれていることですが、これについては二つの意見があります。一つは、見た目では流木が出てきて災害のもとになっているという見方があるのですが、力学工学から見ると土石流の範囲で言えば木材はほんの微々たるものです。ただ、木は当然水に浮くものですので、先にごんごん流れて行くため、視覚的には「木が流れてきて災害が起きた」というように見えてしまいますが、その現況が切捨てられた間伐材が問題だというのは、まだはっきりとした原因かどうかはわかっていないということをご理解賜りたいと思います。やはり土石流災害というものは、石と土の力の破壊力がものすごくありますので、その原因が切捨て間伐ということにはならないのかなと思っています。ただ先ほど竹松委員さんがおっしゃったように、山に入っていくのに切捨て間伐だと入っていけないのではないかとご意見ですが、私もそのようなお話をいただいたことがあります。例えば切捨て間伐のやり方や、下まで出してくるのではなく途中で集積をするやり方など、そのやり方を考える必要があります。貴重なご意見をいただき、そのようなことを提案していかなければいけないと思いました。

福嶋係長： 地域リーダーの育成につきましては、竹松委員さんのように非常に強力なリーダーシップを取っていただく中で、所有者の皆さんをまとめていただいておりますが、里山整備利用地域を核とした森林整備については、各市町村を通じて各集落や各地区へどういった形で普及啓発していくのが良いかという戦略をある程度は考えておまして、例えば各市町村で区長会というものがあると思いますが、そちらで里山整備利用地域についてのご説明を丁寧にさせていただきながら、ぜひその地区で取り組んでいただけるように掘り起こすなど、そういった事を考えながらこの里山整備利用地域を進めていきたいと考えています。

武田座長： 次の世代にどう繋いでいくかというのはやはり大きなテーマだと思いますので、「今たまたましっかりした人がいるから良い」ということではなく、これからも続けていけるようになればと私も思っております。

竹松委員： 相当に市町村が負担を負わないといけないだろうということを仰いましたが、関係団体とかいろいろ集まっても実際に図面から読み取ったり、必要な書類を残したり、準備をどれだけしないといけないというのを考えて指導していく人がいないと出来ないと思います。それを市町村の職員が行ってくれるとなれば僕の思う事なのですが、上伊那で一番大きな伊那市でもそこに割くことができる人をこちらの林務課へ一人二人増員するくらいのことがなければ難しいのかなという実感を持っています。

宮崎課長： この後にご説明する国の環境税でも指摘されているのですが、市町村の業務量が大きくなりますと、やはりマンパワーが足りないという課題があります。後ほどご説明しますが、人材のサポートや応援部隊を国が面倒をみてくれるという制度もあります。また、武田座長さんからもありましたけれども、世代交代をどうするのかということや、地域のリーダーとなる人についてですが、資料3-1の3ページの平成30年度の予算案のところの、環境や文化の教育というのも一つの柱になっております。4番目の「多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用」の中の一目、「森林の教育利用の促進」というところで、まだ大分先の話になりますけれども、学校林や保育園などの若い学生さんや子どもさんを対象に、文化を理解し知っていただくというのも、今度の森林税のひとつの表れなのかなということでございます。

武田座長： 平成30年度の事業について他にございますか。先ほど竹松委員さんから、第2期のときにも最初は良くて、だんだん先細りになっていくのではないかということで、第3期にあたっての見込みというののどのように計画を立てているかというお話があったと思うのですがいかがでしょうか。

青木補佐： 数値的なことをここでご説明することはできませんけれども、計画的にやっていくという一番の根本である「航空レーザー測量におけるゾーニング」や「里山整備利用地域」の地域分けというものを土台にして計画を立てていくということが新たな取り組みとなってまいりますので、計画的な利用推進が実行できるという事をご理解いただければと思います。

武田座長： 他に何かございますか。

高山委員： 今更なのですが、フォレストコンダクターの育成をずっとしてきていると思うのですが、その人たちの活動内容は世の中に知られているのかどうか、どのような活動をしているのかということをお教えいただきたいです。

稲村補佐： フォレストコンダクターについてのご質問ですが、フォレストコンダク

ターは県下で約 30 名の方を 3 年間で育成して、ここ 2 年間はその方たちの活動を支援するというを森林税で行ってきております。この管内にも 3 名のフォレストコンダクターの方がいらっしゃいます。ただフォレストコンダクターの方々も、独り立ちして意欲的にできる方と、組織の一員として個人的活動がなかなかできないという立場に置かれている方もいらっしゃいます。それぞれ活動は千差万別で、育成した地域の林業や木材の流通をコーディネートするような仕事をやって頂きたいということで育成した人材ではございますが、それなりの機能を全員が果たしているかという点と難しいのではないかなと思っています。これから 30 名の方々にも、1 年間なにをしてきたかということを検証するような場面を年に 1 回は設けて、自己研鑽というものを続けていこうということで、その中で県もフォレストコンダクターの方々も表に立っていけるような場面があれば活用していくというようなことを考えてまいります、予算は無いのですが、これからも連携しながらやっていくということになっています。

高山委員： お金をかけて養成した人ですので、こういうことをやってもらいたいという明確な目標があったと思いますので、それに対してどういうふう達成しているのかは、税金を使った以上はきちんとやらないとよろしくないのではと思います。今も市町村が中心となってやっていく場合に、例えばその方たちが資格を持っているとなると少しは説得力があるということになるかと思っておりますので、そのあたりも活かしていけたらいいのかなと思えました。(1 時間 48 分 20 秒)

稲村補佐： 確かに、その方々を皆さんに認知してもらうためにはどういうふうにしていけばいいのかというのは一つの大きな課題でございますので、これから何とかその方々が活躍していくように、ご意見として伝えておきたいと思っております。

武田座長： 先ほど森林環境税のお話が出ておりましたので、説明をお願いします。

稲村補佐： それでは、仮称でございますが森林環境税と森林環境譲与税の創設について、資料 4 でご説明させていただきたいと思っております。

皆さんには昨年の第 3 回の地域会議の折に、平成 29 年度税制改正大綱の中で、温室効果ガスの森林吸収減対策として、森林環境税の創設に向けて仕組みを検討していくということをお伝えしたところでございます。そして平成 30 年度の税制改正大綱の中で、「平成 31 年度税制改正において市町村が実施する森林整備等の必要な財源に充てるためとして、森林環境税と森林環境譲与税の創設をする」ということが示されました。その内容につきましては、資料 4 の内容が国から示されているものになります。こちらに沿って、わかる範囲でご説明させていただきます。

まず創設の目的でございますが、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するということでございます。四角の枠の中に「基本的な枠組み」を書いてございます。まず森林環境税につきましては、国税として国民一人一人が等しく負担をして個人住民税均等割に合わせて徴収していこうという仕組みでございます。そして、森林環境税の全額を市町村と県に対して森林環境譲与税として譲与するという仕組みになっております。また、用途につきましては、市町村が行う森林整備及びその促進に関する費用等に充てていくということで考えられています。

時期と規模につきましては、森林環境税については平成 36 年度から課税をしていき、税率は年額 1,000 円という形で考えられています。具体的にその中身に触れていきますが、一枚めくって 2 ページを見ていただきますと、一番上の丸のところに「平成 36 年度から森林環境税の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保していく」とございます。

下の棒グラフをご覧ください。平成 26 年度から東日本大震災の関係で、防災施策対応分ということで、個人住民税均等割の 4,000 円に 1,000 円がすでに上乗せ課税されている形になっております。この防災施策対応分が平成 35 年まで徴収するという形になっておりますが、これが終わるのを待って平成 36 年から森林環境税を上乗せするという形を取ることで、基本的には国民にとっては増税されたという感覚があまり無いという形にしたいということでございます。そして、用途については平成 31 年度からやっていきたいということで、そのためには森林環境譲与税ということで、市町村や県に配分をしていくという形を取りたいということです。その内容については次の 3 ページをご覧ください。

棒グラフを見ていただきますと、平成 36 年度から森林環境税を徴収していきます。初年度ということで約 300 億円ということです。その翌年の平成 37 年から全額約 600 億円という金額が毎年収入として入ってくるということが続いていくわけですが、その中の一部を前借りする形で、平成 31 年から平成 35 年までの 5 年間については、前倒しをして森林環境譲与税を使って事業を行っていくという形を考えています。そしてこの下に配分を書いております。一番下の「市町村分」というところを見ていただきたいのですが、私有林の人工林面積が 50%、林業就業者数が 20%、人口が 30% ということで、このような割合でそれぞれの市町村に配分をしていきます。都道府県に対しても同じ割合で配分していきます。割合の表を見ていただきたいのですが、市町村と都道府県の割合が最初は 8 : 2 ですが、最終的に平成 45 年からは 9 : 1 という割合になって配分されるということになっております。

次の 4 ページをご覧ください。

制度設計のイメージということで、右側が平成 36 年度から施行される課

税のフローとなっております、左側が平成 31 年度から森林環境譲与税としていただいたお金を実際に県・市町村が、一番下の公的機能の発揮という部分に繋がるように、間伐や人材育成・担い手確保、木材利用促進や普及啓発などに使っていきますという仕組みを表しております。そして資料 4-2 を見ていただきますと、平成 31 年度から国が考えている「新たな森林管理システム」を動かしたい、そしてこれに合わせて税を使っていきたいということでございます。林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、(1) から (4) までの内容をやっていきたいということなのですが、ざっくりとお話をいたしますと、適切な森林管理の責務を明確化するということが、要は森林の管理ができていない森林所有者を、市町村が使用収益権というものを設定して管理をしていくという形を取りたいということです。管理するのに森林環境譲与税でいただいた金額を一部充てていくというものです。さらに、意欲と能力のある林業経営者や林業事業体の皆さまに対しては、森林管理を再委託していくところまで考えています。言い換えれば、なかなか手が入れられずに見捨てられた森林を市町村がしっかり管理するというシステムになっております。先ほど課長から話がありました通り、市町村の役割というものが非常に増えてまいります。そして、膨大な金額を市町村が使っていくということになりますと、それなりの人にあった事業を考えていかなければいけないという苦勞も出てきます。そのためにはやはりマンパワーが無いとなかなか出来ないということで、「地域林政アドバイザー」という制度がありまして、市町村で林業関係の仕事をしてもらうために雇い入れた方々に、その方々の人件費分を特別地方交付税で補填するというものです。現在伊那市と箕輪町の 2 市町につきましては、すでに各 1 名が平成 29 年度から雇われています。そういった制度がありますので、人材を雇用して制度を動かしてもらいたいというのが国の考えでございます。県としても市町村に相当な荷重がかかるという部分では、県のサポートをどのようにしていくのかということについて、今後はよく考えていく状況だと思っております。現時点では国のほうから示されているということでご説明をさせていただきました。説明は以上です

武田座長： 運用は平成 31 年からで、実際の徴収は平成 36 年からだということですがその他はどうでしょうか。特に発言のまだない方は何かございますか。

辻井委員： 森林税ができた最初の頃というのは、とにかくやらなければいけないことをやっていくという感じだったのですが、段々に細かく支援しているなと思います。今までも「ゾーニング」をするというお話がありましたけれども、行った部分が数字で見てもあまりよくわからないということで、実施箇所を図示していただいて、ここまで間伐や集約化が進んできた箇所と今後実施する箇所は違う色でゾーニングをされていたので、ある程度の基

礎データがあるのかなと考えていました。私がずっと気になってきていたのは、集約化は最初がとても大変で、一度していけばある程度楽になるという部分があると思うのですが、間伐に関しては一回やればいいというものでなく、サイクルでずっと見続けていくのが森林なのかなと思うので、その引き継ぎや管理は今後どうなるのかということ、この平成30年からの仕組みを見ながら考えておりました。単発ではなくずっと計画をしていく部署は市町村になるのかな、大まかなガイドラインのようなものが出来て、ずっと管理をされていくのかなと喜んでお話を聞いていました。

武田座長： ほかの方はどうですか。実際に国の制度がもっと明確にならないとわからないと思いますけれども、今の森林税との棲み分けというのはどうなっていくのか。国も市町村に直接関わってきているようですので見守っていく必要があるかと思えます。一応会議事項としてはこれで終わりとなりますが、ご意見等ありますでしょうか。

小林委員： あまり意見を申し上げられないのですが、二年間という短い期間でしたが色々勉強させていただきました。昨年、浦というところを視察して、これまでは森林税というものを身近に感じていなかったのですが、とても良いことをしていると感じました。先ほどのお話にもありましたように、「森林税を使ってこのようなことをやっているよ」という説明が必要だと思います。私のような方ばかりじゃないと思いますが、一般の主婦は消費税については色々考えがありますが、森林税については疎くて、どう使われているのかというのがあまりわかっていないような気がします。看板を立てることも、私はとても良いことだと思っております。お金があれば都合よく使ってしまったようなこともあるのですが、これからも市町村の役割が大変かと思えますけれども、ぜひ小規模でも森林税を使って整備をしていただければと思います。

平成30年度の予算案を見ていると、色々盛りこまれていまして、松くい虫の被害についても載っているのですが、この前テレビで「松くい虫被害というのは完ぺきには駆除できない」というのを観まして、これは半永久的な課題だなと感じていました。空中散布に対しては住民の意見も強く、松本の方では空中散布を取りやめた結果、被害が山の方まで広がってしまったということもあったようです。実際に高速道路を通ってみると、山のほうは真っ赤になっていましたので、これは絶対に必要だなということを感じていました。それから森林環境税ですが、実質的には国民負担の増税となり、長野県は500円という森林税を徴収していますが、それも同じく継続ということで500円を納めることになっています。そうすると長野県民は一人あたり1500円の負担になってしまいます。

稲村補佐： 森林税の5年間と森林環境税の徴収が始まるのとでは実際にずれがあり

ます。森林税の4期目をするとしたら重なってきますが、実際に徴収を始めるのは平成36年からとなります。

小林委員：余談ですが、500円でも年金生活者の負担は大きいです。あと森林セラピーガイドの育成と施設整備は市町村が主体だと思いますが、場所などもわかれば教えてください。

福嶋係長：森林セラピー基地は県下で10ヵ所ありますが、セラピー基地としましては上伊那地域にはございませんが、セラピーロードとして南箕輪村の大芝高原が設置されております。この大芝高原は、森林セラピーとして人材育成と施設整備については対象になります。セラピーロードの人材育成につきましては、事業主体は県で育成をしていく予定となっております、5年間で約200人育成する計画で、1年間で10名以上は育成していきたいと考えています。また施設整備につきましては、事業主体が市町村でございまして、補助率も2分の1となっております。南箕輪村さんからはこの事業につきまして、トイレの整備等を考えていきたいというお話をお聞きしております。

竹松委員：もう1点だけお願いします。この会議で森林セラピーを扱ったのは初めてだと思いますが、これも常にやっていただきたいと思っています。整備をしながら、森林の周辺部のヤマザクラとモミジ、とくにヤマザクラはできるだけ切らないで残してきたので、この3年くらいで春にはサクラが目立つようになってきました。その他に作業道の延長も相当ありますから、日当たりが良くて育ちやすいところに、作業道の脇に桜を植えたいと思っています。さらに、松くい虫の関係では樹種転換すると、皆伐で木の無い山になってしまいます。そこで植林を山の所有者の希望を聞きながらするわけですが、私はサクラも所有者と相談して、良ければ植えたいと思っています。ところがこれもヒノキのところはヒノキ、広葉樹のところは広葉樹を植えてくださいと言われ、「ここはヒノキ、ここはナラの木」というような幅広い木の植え方を提案してもだめだと言われてしまうことがあります。だからサクラの山もこれは難しいのかなということになってしまいます。しばらくは労力奉仕して、作業道の脇に桜を植えるくらいしかできないのかなと思います。ますみヶ丘や高遠のように、条件を整えればできると思いますが、そうではないところは山を歩くことが将来楽しみになるだろうなという山づくりをしたいと思っても、相当労力をかけてやらないといけない、しかし出来ないというわけではないということを知っておいていただけたらと思います。

橋本委員：今までのお話のつながりでもあるのですが、第3期目では森林税の使い道がわかりやすくなったかなと思います。また、建設部や県民文化部など

の他部署でも使えるように広がっていくということは、また使い道も広がるのかなと思います。しかし、林業従事者にとっては対象の森林面積が狭くなったとしても、計画を立てるほどの森林整備ではなかったり、神社に大きなケヤキの木があるような場合は個人のものであったり、松くい虫によるアカマツの問題に関してもそれが個人の住宅の庭などにあったり里山までいかないような小規模な住宅地の中にある場合などに対しても整備をしていかないといけないという問題も今抱えていると思います。そういうところを整備するために、森林税を使いたくても申請するには要件に適合しないというところも出てくると思います。やはり第3期では、林業従事者にとって「森林税が使いづらい」というのが、使いやすいうように変わっていくのかということを見ていきたいですし、すぐにでも改革しなければいけないと思います。納めた森林税が余っていると言われているのは、「余っているわけではなくて、それを利用して森林整備ができないから余っていると言われているだけである」ということをちゃんと認識していかなければいけないと思いました。

武田座長： 森林税の使い勝手をより良くしていくというお話で思い出したのですが、基金の残高はどのようになっているのでしょうか。かなり積み残っているのでしょうか。

稲村補佐： 資料3-1の3ページの平成30年度の予算案を見ていただきますと、森林税の合計額は約7億5200万円となっております。実際に入っている金額は6億5000万円ほどですが、この上乗せになっている部分が基金の残額部分でございますので、それは何年かに分けて少し多めに使っていくということになると思います。

武田座長： 他にご意見が無いようでしたら、これで5年間の総括ということで「みんなで支える森林づくり上伊那地域会議」を終わらせていただきます。

稲村補佐： 武田座長さんありがとうございました。この会議の開催状況につきましては、いつもの通りホームページに掲載する予定でございます。では、閉会にあたりまして、今回が任期最後ということですので、皆さまにお礼を兼ねまして堀田局長からご挨拶を申し上げます。

堀田局長： 武田先生におかれましては、この会議にさまざまなご配意をいただきまして誠にありがとうございました。また、各委員の皆さまにおかれましては、期間の長短はございましたが、それぞれの立場から貴重なご意見をいただいたと思っております。これからの第3期では地域の要望に則した上伊那地域らしい森林税の使い方ということを本当にしっかりとやっていきたいと思っております。皆さまにこれまでのご協力を感謝いたしまして、

お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

5 閉会

稲村補佐： 以上をもちまして、「平成 29 年度みんなで支える上伊那地域会議」を閉じさせていただきます。ありがとうございました。